

出雲市農業委員会（第2期）第22回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和4年(2022)5月25日(水) 午後1時30分から午後4時21分

2 場所 出雲市役所 1階 くにびき大ホール

3 出席委員（23名）

大槻 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	原 孝治	河原 基
岡田 征記	落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正
水 勝	石飛 忠宏	渡部 靖司	上野 正夫	塩野 一男
板垣 房雄	今岡 充	持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹
青木 敏男	若槻 博美	遊木 龍治		

4 欠席委員（0名）

5 提出議題

(1) 報告事項

報第70号 会長専決処分の報告
報第71号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第72号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第142号 農地利用最適化推進委員の決定について
議第143号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議第144号 令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定について
議第145号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について
議第146号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について
議第147号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について
議第148号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について
議第149号 農地転用事業計画変更申請決定について
議第150号 非農地証明について
議第151号 令和4年度農業者年金加入推進活動計画について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に議席番号 22 番の青木敏男委員と 23 番若槻博美委員を指名する。

議 長 本日の議事進行について説明します。本日は、農地利用最適化推進委員にもご出席いただいているので、初めに、「出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定」について審議します。

次に「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を審議します。これには、農地利用最適化推進委員の方にもご意見をいただきたいと思います。

その次に、休憩をはさんで、通常の総会と同様に報告事項及び残りの議事の審議を行いますので、農地利用推進委員の方はお帰りいただいてもかまいませんが、傍聴していただくことも可能です。

それでは、お手元の資料にしたがって進行いたします。

議 長 それでは、議第 142 号「出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について」を先にお諮りしたいと思います。なお、この議案は農業委員のみの審議事項になります。では、事務局から説明してください。

山田次長 議第 142 号「出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について」について、ご説明いたします。別冊議案書の 2 ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、農業委員会が委嘱することになっております。出雲市農地利用最適化推進委員の欠員募集については、3 月 25 日から 4 月 28 日までの約 1 か月間募集を行いました。応募状況については、市のホームページで公表しておりますが、1 区域で 1 名の募集に対して 1 名の応募がありました。今月の 19 日に評価委員会を開催し、農地利用最適化推進委員に適任と判断されました 1 区域の 1 名について承認をいただくものです。候補者の名簿については、3 ページに掲載しております。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局から農地利用最適化推進委員の決定について、説明がありました。去る 5 月 19 日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催しております。河原委員長に評価結果の報告をお願いします。

河原委員 議席番号 5 番の河原です。去る 3 月 25 日の農業委員会総会で会長から指名を受けた 3 人で、5 月 19 日に評価委員会を開催しました。3 人の評価委員の互選によって私が委員長になりましたので、私の方からご報告させていただきます。農地利用最適化推進委員の募集人員 1 人に対して、応募者は 1 人でした。募集人員と同数の応募でしたので、書類による評価を行いました。書類により選考した結果、応募者は、農地利用最適化推進委員として「ふさわしい」(適任) と評価委員全員が判断しましたので、本日の総会で皆様にご報告させていただきます。報告は以上です。

議長 事務局の説明及び河原委員長から報告がございましたが、農業委員の皆様、何かご質問・ご意見などございますか。
なお、発言にあたっては、議席番号、氏名を言った後に発言してください。

議長 ご意見がないようですので、採決を行います。本議案について、承認される農業委員は挙手をお願いします。

議長 挙手全員と認め、本議案については原案どおり決定します。

藤原局長 それでは、ここで、委嘱書の交付を行いたいと思います。
大槻会長、飯塚さん前にお願いします。

———— 委嘱書の交付 ———

藤原局長 それでは、引き続いて、会長に議事の進行をお願いします。

議長 それでは、議第 143 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、を議題といたします。
この議案及び議第 144 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の決定について、推進委員さんにもご意見をいただきたいと思います。発言の際は、挙手の上、氏名を言った後に発言してください。

なお、採決は農業委員のみとなります。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは、議第 143 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。別冊議案書の 4 ページからになります。これは、令和 4 年 2 月に示された最適化活動指針の見直し前に策定した

目標の点検・評価になります。5ページをご覧ください。令和3年3月31日現在の状況です。1については、農業の概要として、耕地面積や経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積を掲載しています。中段では、総農家数等について、2020農林業センサス調査結果などを元にしています。認定農業者数等については、農業振興課等に確認して載せています。2の農業委員会の現在の体制については、令和3年3月31日現在の状況を掲載しています。

6ページをご覧ください。令和3年3月31日現在で農地面積7,730haに対し、集積面積が4,274haで集積率55.29%となっています。令和3年度は集積目標4,311haに対し集積実績が4,385haとなり、達成状況は101.72%となっています。下段には、活動実績や評価を記載させていただいていますが、地域のリーダーの必要性などを記載させていただきました。

7ページをご覧ください。農業経営を営もうとする者の参入促進です。平成30年度から令和2年度までは、5経営体、8経営体、6経営体の新規参入がありました。令和3年度においては、5経営体の参入目標に対し、8経営体の参入があったため、達成状況は160%となっています。活動実績や評価については、フォローアップの重要性などを記載しています。

8ページをご覧ください。令和2年12月現在の農地面積7,810haに対し、遊休農地面積78haで遊休農地率1.00%となっています。令和3年度においては、解消目標を2haとしていました。20ha解消することができましたが、30ha新規発生し、解消実績は-10haとなり、達成状況は-500%となっています。下段以下にみなさまに取り組んでいただいた農地パトロール等の状況を記載しています。

10ページをご覧ください。違反転用への適正な対応についてです。令和3年3月時点では、違反転用面積3.1haでしたが、令和3年度実績は、3.9haで-0.8haでした。この実績の多くは、転用申請時の追認案件で、当時農地法の認識がなく転用され、新たな転用申請時に追認申請され、悪意がないと判断し、承認したものでした。実績及び評価としては、農地法の周知の重要性などを記載しています。

11ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。農地法3条申請が129件、農地転用に関する事務が448件ありました。

12ページをご覧ください。農地所有適格法人が現在105法人ございます。また、賃借料情報に関する公表や農地の権利移動等の状況報告や農地台帳の整備等を行っています。

13ページをご覧ください。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、災害に対する対応等を記載しています。また、事務の実施状況の公表等については、全国的には、議事録や活動状況の公表を行っていない農業委員会もありますが、出雲市は行っているところです。説明は以上です。

議長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第143号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、承認される農業委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第143号を承認いたします。

議長 次に、議第144号令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは、議第144号令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定について、ご説明いたします。別冊議案書の14ページからになります。15ページをご覧ください。令和4年3月31日現在の状況を記載しています。

ここからは、別紙のA3の資料で説明いたします。まず網掛けをしている欄がありますが、この欄は様式にはありませんが、説明のために加えた欄です。担当区域の農地面積については、担当区域ごとの面積を記載しています。R3集積面積ですが、この面積は認定農業者等の対象者の経営面積を記載すべき欄ですが、対象者によっては、地区を跨いで耕作しているため、筆ごとの集計が必要になります。この度は集計が間に合いませんでしたので、斐川地域とそれ以外の地域の集積率を元に推計したものになっているため、実態と乖離している可能性があります。目標集積率としては、全国としては80%ですが、島根県は令和5年度末に67%の目標を掲げています。本市でも令和5年度末に達成できるよう地域別の目標を設定しました。斐川地域においては、既に目標を達成しているため、2年で5%程度の面積の上積みをお願いしています。2年間で67%の目標を達成するため、残りの地域で面積を按分しています。これにより、令和4年度末には、集積率62%を達成する目標となっています。

既存緑の欄は令和3年度末での緑判定地の面積になっています。既存遊休農地の解消面積についてはこの面積を5年で解消するため緑判定地の1/5

の面積を掲げています。新規発生遊休農地の解消面積については、令和3年度に新規に発生した緑農地ですが、全体で13haあるため、結果としてこの面積が目標面積となります。

新規参入貸付等同意面積については、過去3年間の権利移動面積の平均の1割を掲げています。農地パトロール後の利用意向調査の中でも照会していく考えです。

資料の17ページをご覧ください。推進員等が最適化活動を行う日数目標としては、農林水産省が示されたとおり、月10日としています。また、活動強化月間としては、農地パトロールを行う7月～9月としています。新規参入相談会への参加については、昨年度県で企画されましたが、コロナの影響で中止となった新規参入相談会に農業委員さんから参加させてもらうようにしたいと思っています。

これらの目標の公表にあたっては、地区名をA地区、B地区と表記するなど、特定されない形に修正した上で公表いたします。説明は以上です。

議長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第144号令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定について、承認される農業委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第144号を承認いたします。

議長 農地利用最適化推進委員に参加いただく議事は以上です。ここで、10分の休憩といたします。再開は、15時40分です。

議長 それでは、時間になりましたので、議事の審議を再開します。報告事項、報第70号会長専決処分の報告、報第71号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第72号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

報第70号会長専決処分について、報告いたします。第21回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聞く案件、農地法第4条2件、農地法第5条3件については、島根県農業会議第74回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第4条2件、農地法第5条3件を、常設審議委員会における決定日の5月10日付けで許可決定しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第71号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第71号について、説明します。報告事項の1ページから3ページをご覧ください。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。今月は受付番号28番から42番の15件の通知がありました。内訳としては貸人の都合が2件、中間管理事業への移行が11件、耕作者変更のためが1件、農地法3条申請のためが1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第72号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第72号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。第22回総会報告事項の4ページから8ページをご覧ください。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。この届出の先月受付分は、受付番号23～38番までの16件でした。権利の取得事由は、16件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号32、33番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、5月12日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議案の審議を行います。議第145号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長 議第145号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、5月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。設定合計は、100筆、140, 676, 33m²、うち新規の設定が38筆、61, 748, 00m²、再設定が62筆、78, 928, 33m²です。この内訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、5筆、3, 060m²、中間管理事業分合計が、95筆、137, 616, 33m²うち、中間管理事業一括方式分が、5筆、18, 368m²となっております。

続きまして、使用貸借権の設定です。2ページの上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は、89筆、113, 080m²うち新規の設定が47筆、49, 408m²、再設定が42筆、63, 672m²です。この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が17筆15, 612m²、中間管理事業分合計が72筆、97, 468m²うち中間管理事業一括方式分が6筆、7, 592m²となっております。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下、合計をご覧ください。189筆、253, 756, 33m²です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました、農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は、以上でございます。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第145号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第145号を承認いたします。

議長 次に、議第146号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第146号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、ご説明いたします。第22回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が4件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。

受付番号10番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がぶどうを栽培される計画です。つづいて受付番号11番について説明します。譲渡人は、規模縮小のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が栗を栽培される計画です。つづいて受付番号12番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。つづいて受付番号13番について説明します。譲渡人は、家族間の贈与のため、子である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻および野菜を栽培される計画です。以上、受付番号10番～13番については、3ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長 説明があった案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第146号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第146号農地法第3条の規定による農

地等の許可申請決定について、を承認いたします。

議長 次に、議第147号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 それでは、議第147号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、ご説明いたします。第22回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、3件の申請がありました。議案書は4ページ、参考資料は1～6ページをご覧ください。今月は、6月に開催予定の第75回常設審議委員会に諮問する案件はございません。また、説明基準に該当する案件についてもございません。

なお、この他に事後追認の案件が2件あります。受付番号9番の案件は、平成10年頃から駐車場として利用してきたものです。隣地について許可の上駐車場として転用していましたが、この度相続人が地目変更を行うために確認したところ、今回申請農地について転用の手続きをしないまま隣地と一緒にとなって駐車場として利用していることがわかり今回追認で申請を行うものです。受付番号11番の案件は、昭和59年頃から車庫用地として利用してきたものです。この度一部を駐車場として利用することとなり、その際に地目が農地であることを確認したため追認で申請を行うものです。いずれの申請も事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号9～11番については、いずれも農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 説明のあった案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第147号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第147号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第148号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び

承認について、及び関連がございますので、議第149号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第148号について、ご説明いたします。第22回総会議案書は5～8ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は7ページから32ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が9件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が5件の合計15件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をついている3件について、6月に開催予定の第75回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書7ページの受付番号28番です。説明資料は1ページから3ページをご覧ください。本案件は、事業計画変更の受付番号6番と一体的な計画になりますので、議案書9ページの6番をあわせてご覧ください。転用場所は八島町です。案内図は2ページです。

田2筆です。

転用目的は、農業用施設です。面積は転用面積・所要面積ともに1,933m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項但し書きの「農振の農用地利用計画において指定された目的である『農業用施設』での利用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内の農事組合法人です。当初は、わら保管用ビニールハウスを建設する計画で許可を受けていましたが、計画者の都合により、当初計画を変更し、北側の農地と一体的にわら保管用ビニールハウスに加えて牛舎を建設することになったものです。資金計画については、所要資金額703万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議第149号について、ご説明いたします。第22回総会議案書は9ページから10ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が1件、使用貸借権の設定が4件、権利の移転設定を伴わない変更が4件の合計9件の申請がありました。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書9ページの受付番号3～5番です。説明資料は4ページから6ページをご覧ください。本案件は、農地法第5条の受付番号21番と一体的な計画になりますので、議案書5ページの21番をあわせてご覧ください。転用場所は浜町です。案内図は5ページです。

田3筆です。転用目的は、事務所兼倉庫、個人住宅、貸店舗です。面積は転用面積・所要面積ともに2,214m²です。都市計画区域区分は、その他の区域です。農地区分は、第2種農地です。土

地利用計画との調整は、平成14年に農用地区域からの除外決定済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第1号の「街区形成」に該当します。受付番号4番は所有権の移転、受付番号3番と5番は、権利の移転設定は伴いません。事業計画についてご説明いたします。事業者は、申請地の隣接地に本社がある内装仕上工事業を営む法人です。当初は、事務所兼倉庫及び貸店舗を建設する計画で許可を受けていましたが、計画者の都合により当初計画を変更し、個人住宅を追加して計画することになったものです。資金計画については、所要資金額5,750万円で、これに対する資金調達は自己資金及び借入の計画であり、証明を確認しています。

その他の案件は、いずれも農地法第5条とのセット案件であり、受付番号1番は、農地法第5条の20番、受付番号2番は、農地法第5条の29番、受付番号7番は、農地法第5条の31番、受付番号8番から9番は、農地法第5条の33番とセットになっていますので、議案書及び参考資料でご確認くださいますようお願いいたします。

以上、議第148号の15件及び議第149号の9件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長　ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長　ご質問、ご意見はないものようですので、議第148号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第149号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員と認めます。よって議第148号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第149号を決定いたします。

議長　次に、議第150号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員　それでは議第150号、非農地証明の申請について説明します。議案書の11、12ページ及び説明資料7ページから19ページをご覧ください。今月は4件の申請がありました。

受付番号4番について説明いたします。申請地については議案11・12ページに載せております。また説明資料の7ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料8ページか

ら 13 ページの現況写真をご確認ください。申請地は山の上にある山林に囲まれた傾斜地及び災害等により、30 年以上耕作されず山林及び原野の状態となっています。現地確認は4月 15 日に板垣農業委員、田辺推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 5 番について説明いたします。申請地は議案 12 ページに載せております。また説明資料の 14 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 15 ページの現況写真をご確認ください。申請地は60 年以上前から耕作されず、山林の状態となっています。現地確認は5月 10 日に石飛農業委員、吉田推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 6 番について説明いたします。申請地は議案 12 ページに載せております。また説明資料の 16 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 17 ページの現況写真をご確認ください。申請地は河川改修、道路建設などで水路が分断された農地であり、60 年以上前から耕作されず、原野の状態となっています。現地確認は5月 12 日に大梶農業委員、松井推進委員、小村推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 7 番について説明いたします。申請地は議案 12 ページに載せております。また説明資料の 18 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 19 ページの現況写真をご確認ください。申請地は山林に囲まれた農地であり、50 年以上前から耕作されず、山林の状態となっています。現地確認は5月 12 日に板垣農業委員、大矢推進委員、事務局職員で行っています。

4 件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第 2 条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 担当農業委員さん追加説明はありますか。板垣委員さん、補足はござりますか。

板垣委員 議席番号 17 番板垣です。先ほど説明のありました 4 番につきましては、30 年以上前に松江に転宅されまして、それ以来耕作者がいない状況です。水路も昨年の災害で壊れています、到底耕作できない状況です。この度相

続をされる関係で申請があつたものです。7番につきましては、50年以上前から水の便が悪いため、耕作されず大木が生えており、到底耕作できる土地ではないことを確認いたしました。

石飛忠宏委員 議席番号12番の石飛です。特に補足はありません。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、事務局さんが先頭を切って現地に入ろうとされました、足がはまつて進めない状況でした。現地調査時には大変ありがとうございました。

議長 担当農業委員及び事務局からから説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第150号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第150号を承認いたします。

議長 次に、議第151号令和4年度農業者年金加入推進活動計画について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋副主任 令和4年度農業者年金加入推進活動計画の決定について説明させていただきます。資料1からになりますが、【】で囲んでいるところが昨年度の実績ですので併せてご覧ください。それでは今年度の計画の内容を説明していきます。

1. 今年度の加入目標人数から説明していきます。独立行政法人農業者年金基金は、令和4年度より「加入推進累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」をスタートしています。この運動のもと島根県農業会議は、県内の市町村の加入推進目標を設定するようになります。出雲市農業委員会には、案のとおり新規加入の目標があげられています。そのため、1. 今年度の加入目標人数を4人としました。このうち20歳から39歳までの方を、3人、女性の方は1人を目標としています。

次に、2. 加入対象として働きかけをする目標人数について説明いたします。3ページをご覧ください。今年度の加入推進対象者は49人です。このうち、20歳から39歳までの方は21人、女性の方は6人です。委員さん

には担当地区の対象者の加入推進をお願いしたいと思います。

3. 地区別加入推進班の整備につきましては、全ての農業委員さんを加入推進班員としています。加入推進の基本的な流れは、加入推進対象者を中心に、ご自身の担当地区で声掛けをしていただいて、加入の見込みがある方がいらした場合は、事務局へご連絡ください。事務局職員でより具体的な内容の説明を行い加入の手続きを行います。

4. 加入推進対象者名簿の更新年月日については、ご覧のとおりです。加入推進対象者名簿の詳細については、3ページをご覧ください。農業支援センターから、認定農業者・家族協定締結者等の農業の担い手となる方の情報をいただき調整をしたものです。名簿の見直しを行い、比較的就農期間が長く資金的にも余裕があるであろう40代の方と政策支援を受けることができる新規就農者を中心に掲載しております。地区によって人数に差がありますが名簿は適時更新しますので対象者がいない地区の委員についても加入推進ができそうな方がいらっしゃいましたら情報をいただければと思います。

5. 加入推進強化月間については、年度の後半に加入推進強化月間を2回設けるよう計画しました。加入推進活動をされた場合は記録帳に記載の上報告していただきますようお願いします。

6. 個別訪問の実施計画についてです。加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先程説明いたしました加入推進対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による訪問にて詳細な説明をする予定です。なお継続的な取組をお願いしたいので、秋に声をかけていただいた方に、再度冬にも声掛けをお願いするような計画にいたしました。

7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画についてです。JAと事務局の打ち合わせをすでに実施しております。今後の計画としまして、本日の農業委員会総会で活動計画の承認を得ていく考えです。

8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画をご覧ください。今年度は、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。この会議は年に何度か開催されるもので、支援センターと連携をとり、新規就農者の加入推進にあたる予定です。

9. 啓発普及活動については、市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載し、JA出雲地区本部および斐川地区本部内の各支店36店舗にパンフレットを置かせていただいています。

10. その他として、窓口での加入相談と新たな受給者向けの年金相談会

の開催を予定しています。

以上、令和4年度農業者年金加入推進活動計画の決定について、説明は以上でございます。この内容は4月25日の農政部会で審議をしていただいております。

また、参考までですが、令和3年度の加入目標人数は4人に対して、実績は3人でした。令和2年度についても加入目標人数は4人に呈して、実績は3人でした。出雲市の現在の状況としましては、受給者の方が旧制度で66人、新制度は69人で、被保険者の方は39人です。

計画とは別の話にはなりますが、14ページの下にある、戸別訪問の昨年度の実績は、みなさんに提出していただいている活動記録簿に記載していただいたものがこの2件だけだったということで、このとおり書かせていただいている。この加入推進活動の計画に載せている項目の実績は島根県農業会議に報告をしていますので、少しでも対象者に年金のお話をされたということがありましたら活動記録簿に記載していただきたいと思います。説明は以上です。

議長 事務局からから説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第151号令和4年度農業者年金加入推進活動計画について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第151号を承認いたします。

議長 予定していた議事は終了しました。

以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後4時21分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、吉川主任、高橋副主任、後藤主事、和泉主事、

高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
